

# 小山市災害時受援・応援計画

令和3年4月

小山市

## はじめに

近年、日本各地で、地震、豪雨、土砂崩れ等による大規模な災害が発生し、多くの人命やライフライン等が失われました。

平成7年1月17日には阪神・淡路大震災、平成23年3月11日には東日本大震災が発生し、それぞれ過去に例を見ない広域かつ甚大な被害をもたらし、被災した自治体では、庁舎自体の被災による機能障害、交通途絶による職員の登庁の遅れ、初期情報の不足による状況把握の遅れ等の要因が重なり、初動体制の構築、迅速な応援要請に支障をきたし、その後も、全国から多くの支援を受けたが、職員配備や活動に困難を極めました。

小山市においても、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨では、多くの床上床下浸水の被害を受け、防災協定を締結している自治体等から多くの物資を受入れた際、明確な指示や調整ができなかった等の課題が残りました。

これらの教訓をふまえて、本市では小山市地域防災計画を改定し、より実行性のある計画としていますが、大規模な災害の場合、本市の職員のみで対応・復旧を図ることは困難であり、他の自治体等からの応援職員や関係機関・災害ボランティア等の人的な支援や食料などの様々な物資の支援を受けることになります。

また、一方で、応援協定を結んでいる自治体等が大規模な災害により被災した場合は、単独での対応が困難となります。

このようなことから、大規模災害に備え、より具体的、効果的な活動が行えるよう業務単位で全国からの「支援」を受け入れることができる「受援計画」、及び被災した自治体を迅速に応援（支援）する「応援計画」を策定するものであります。

なお、本計画では、栃木県緊急消防援助隊応援等実施計画及び栃木県緊急消防援助隊受援計画は対象としません。

## 目次

1	基本方針	1
(1)	目的	1
(2)	本計画の位置づけ	1
2	受援計画	2
(1)	受援対象とする危機事象	2
(2)	受援要請の流れ	2
(3)	費用負担について	2
(4)	受援が必要と予想される業務一覧と業務体制の共通事項	3～5
①	業務一覧	3～4
②	業務体制の共通事項	5
(5)	受援業務	5
①	物資調達等業務	5～6
②	被災建築物応急危険度判定業務	6
③	被災宅地危険度判定業務	6～7
④	応急仮設住宅供給業務	7～8
⑤	住宅応急修理業務	8
⑥	罹災証明の発行と建物被害認定調査業務	8～9
⑦	道路・河川・橋梁等の復旧業務	9
⑧	水道施設・下水道施設の被害状況調査業務と応急修繕業務	9～10
⑨	給水活動業務	10
⑩	保険証再交付等の業務	11
⑪	税に関する業務	11～12
⑫	仮設住宅の申込み受付・入居手続き業務	12
⑬	市民（外国人市民含む）等被災者への情報提供・相談支援業務	13
⑭	保健衛生・医療救護活動業務	13～14
⑮	災害がれき処理業務	15～16
⑯	避難所の連絡調整業務	17
⑰	災害ボランティア運営業務（派遣要請・受け入れ・配置）	17～18
(6)	宿泊先の確保	18
3	応援計画	19
(1)	応援を対象とする事象	19
(2)	応援の流れ	19
(3)	情報収集	20
(4)	職員の応援・派遣	20
(5)	義援物資（備蓄物資）の確保・搬送	21
(6)	義援金と義援物資（企業等）の募集・受付	21
(7)	被災者への支援	21
(8)	応援の実施と強化	21
4	その他	21
(別紙1)	受援シート	22
(別紙2)	物資集積所一覧	23
(別紙3)	防災協定締結先一覧	24～29

## 1 基本方針

### (1) 目的

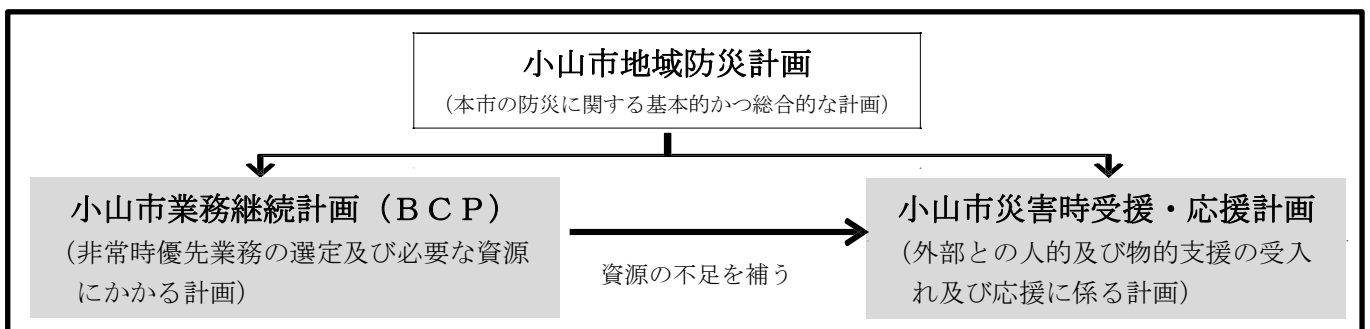
小山市において大規模な災害が発生した場合、膨大な災害対応業務が発生するとともに、継続すべき通常業務に対応しなければならないが、一方で庁舎の被害や職員の被災により行政機能が大幅に低下する事態が想定される。

このような状況下、小山市では様々な事態を迅速に対処するために、他の自治体や民間企業、ボランティアなど多方面から受け入れる応援業務を最大限に活用することや、被災している他の自治体や防災協定を締結した自治体への支援業務を迅速に行うなどのスキームとして、具体的な体制や事項を予め定める。

### (2) 本計画の位置づけ

本計画は、小山市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）を具体化した下位計画として、位置づける。

また、「小山市業務継続計画＜BCP＞」を補う計画とする。



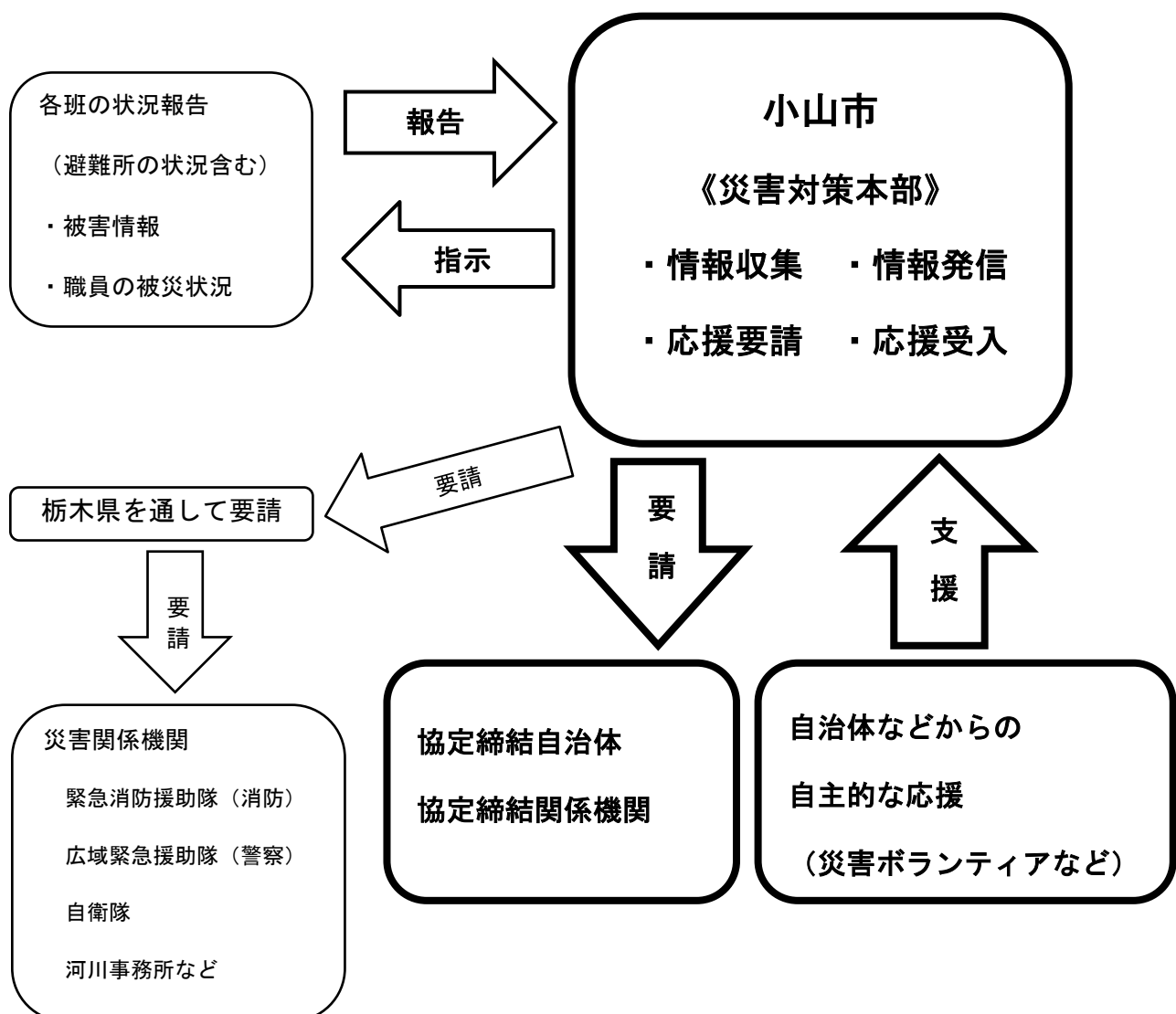
## 2 受援計画

### (1) 受援対象とする危機事象

小山市において地域防災計画が対象としている自然災害（地震、大雨・台風、洪水、土砂災害など）や大規模な事故による甚大な被害が発生しており、小山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）において応援要請が必要と認めたもの。

### (2) 受援要請の流れ

水害・地震等の大規模災害が発生した場合に想定される、市外からの救援物資や人員を受け入れ、災害応急対策を効率的、効果的に実施する。



### (3) 費用負担について

応援協定に基づく場合は、それぞれの協定に定められているところによるものとし、その他の場合は応援した側が負担するものとする。

(4) 受援が必要と予想される業務一覧と業務体制の共通事項

ア 業務一覧表

	業務等の名称	部	班 囲みはリーダー	初動期 災害～3日程度	応急期 3日～1週間	復旧・復興期 1週間～1ヶ月以上
①	物資調達等業務	総務部 産業観光部	行政総務班、管財班 商業観光班、工業振興班			
②	被災建築物応急危険度判定業務	都市整備部 建設水道部	建築指導班 建築班			
③	被災宅地危険度判定業務	建設水道部 都市整備部	治水対策班 都市計画班			
④	応急仮設住宅供給業務	建設水道部 都市整備部	建築班 建築指導班			
⑤	住宅応急修理業務	建設水道部 都市整備部	建築班 建築指導班			
⑥	罹災証明の発行と建物被害認定調査業務	総合政策部	資産税班、納税班、市民税班			
⑦	道路・河川・橋梁等の復旧業務	建設水道部 都市整備部	道路班、治水対策班 市街地整備班			
⑧	水道施設・下水道施設の被害状況調査業務と応急修繕業務	建設水道部	上下水道施設班 上下水道総務班			
⑨	給水活動業務	建設水道部	上下水道総務班 公園緑地班			
⑩	保険証再交付等の業務	市民生活部	国保年金班			

⑪	税に関する業務	総合政策部	納税班、資産税班、市民税班			
⑫	仮設住宅の申込み受付・入居手続き業務	建設水道部 都市整備部	建築班 まちづくり推進班			
⑬	市民（外国人市民含む）等における被災者への情報提供・相談支援業務	市民生活部	市民生活安心班、 国際政策班、市民班、 シティプロモーション班			
⑭	保健衛生・医療救護活動業務	市民生活部 保健福祉部 産業観光部	環境班 健康増進班 農政班			
⑮	災害がれき処理業務	市民生活部 建設水道部 広域保健衛生組合	環境班 治水対策班、道路班 広域保健衛生組合班			
⑯	避難所の連絡調整業務	教育委員会 消防本部	教育総務班 危機管理班			
⑰	災害ボランティア運営業務 （派遣要請・受け入れ・配置）	社会福祉協議会 市民生活部	社会福祉協議会班 市民生活安心班			

※ 執務室及び休憩室については、リーダー班が選定し使用の手配を行うものとする。

## イ 業務体制の共通事項

- (ア) 業務を担当する班は、人的・物的資源ニーズを取りまとめ『何／誰を、いつまでに、どのくらい数／量／期間、必要か』を、受援シート（別紙1参照）にて災害対策本部に報告し、指示を受けること。
- (イ) 支援者の移動は、原則公用車とするが、車両が不足する場合は私用車の使用も可能とする。
- (ウ) 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し必要数を確保しておく。

## (5) 受援業務

### ア 物資調達等業務

- (ア) 担当 行政総務班【リーダー】、管財班（総務部）

商業観光班、工業振興班（産業観光部）

- a 物資調達・配送：行政総務班・管財班（総務部）

災害対策本部と連携し、食品、生活必需品等救援物資の確保・供給及び流通在庫物資（※）の集配を行う。

- b 物資受け入れ・仕分け：商業観光班・工業振興班（産業観光部）

救援物資等の受け入れ・配送を効率的に実施するため、物資集積所を設置する施設は交通条件を勘案し、市内7箇所の子資集積所（別紙2参照）とする。

※ 流通在庫物資とは、流通段階にある商品を、災害時に備蓄品として活用するものであり、長期保存ができず備蓄しにくいものを対象にし、更新費用や倉庫代を軽減する目的で用いる方法をいう。

- (イ) 受援体制

- a 各班は、支援者に対して必要な研修を行い、業務内容などを説明して任務に就かせることとし、円滑な業務処理ができるよう努める。

- b リーダーは、業務の経過等を災害対策本部に報告する。

- c 救援物資の受け入れスペースのある7箇所の物資集積所（別紙2参照）の執務室は、荷卸しなどが容易に行えるよう整えておく。

- d 物資の配送は、管財課の所管する共用車（貨物車両）を利用し、各指定避難所や避難所外避難者に必要物資を運搬する。

- (ウ) 受援業務の内容



- a 必要物資の調達、自治体等から送られてくる支援物資の荷卸し、仕分け、各避難所等への必要な物資を配送する。
- b 災害対策本部からの指示により必要物資の調達を行う場合には、防災協定締結先一覧表（別紙3参照）の中から必要物資を調達し、調達先や数量等を報告する。
- c 各地からの支援物資については、種類毎に数量の確認と仕分けを行い、配送しやすく配置し、配送先や数量等の報告をする。

#### イ 被災建築物応急危険度判定業務

(ア) 担当：建築指導班【リーダー】（都市整備部）、建築班（建設水道部）

##### (イ) 受援体制

- a 「応急危険度判定士」が不足し受援が必要と判断した場合、災害対策本部は「栃木県震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、応急危険度判定支援要請書（支援支部：土木事務所建設担当課）により、判定支援本部（栃木県）に支援を要請する。
- b 参加した応急危険度判定士の名簿を作成する。
- c 建築指導班は、参加した応急危険度判定士に対して必要な研修を行い、業務内容などを説明し、調査区域を指示して調査に当たる。また、必要に応じてミーティングを行い業務に支障がないよう努める。
- d 必要な判定資機材は建築指導班が準備する。

##### (ウ) 受援業務の内容

栃木県震災建築物応急危険度判定要綱及び平成8年4月5日に設立された「全国被災建築物応急危険度判定協議会」が作成した応急危険度判定必携に沿って業務を行うこと。

#### ウ 被災宅地危険度判定業務

(ア) 担当：治水対策班【リーダー】（建設水道部）

都市計画班（都市整備部）

##### (イ) 受援体制

- a 「被災宅地危険度判定士」が不足し受援が必要と判断した場合、災害対

策本部と協議した上で「被災宅地危険度判定連絡協議会」が作成した「実施本部マニュアル」及び「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」に基づき、支援本部設置要請書及び判定調整員支援要請書により、支援本部（栃木県）に支援を要請する。

- b 参加した被災宅地危険度判定士の名簿を作成する。
- c 治水対策班は、参加した被災宅地危険度判定士に対して必要な研修を行い、業務内容などを説明し、調査区域を指示して調査を行う。また、必要に応じてミーティングを行い業務に支障がないよう努める。
- d 必要な判定資機材は治水対策班が準備する。

(ウ) 受援業務の内容

平成9年5月に創設された都道府県、政令指定都市等で構成する「被災宅地危険度判定連絡協議会」が作成したマニュアル等に沿って業務を行うこと。

エ 応急仮設住宅供給業務

(ア) 担当：建築班【リーダー】（建設水道部）、建築指導班（都市整備部）

(イ) 受援体制

- a 建築班は、支援者に対して必要な研修を行い業務内容などを説明し任務に就かせること。また、必要に応じてミーティングを行い、業務に支障がないよう努める。
- b 必要な資機材は建築班が準備する。

(ウ) 受援業務の内容

- a 応急仮設住宅の必要戸数・要望建設地を決定する。
- b 応急仮設住宅の入居に関する情報を市民へ周知する。

## (エ) 応急仮設住宅建設候補地リスト

(平成29年7月現在)

	場 所	戸 数
1	駅東公園（駅東通り2-25）	30
2	神久保公園（神鳥谷2-29）	60
3	希望ヶ丘公園（西城南5-1）	55
4	あさひ公園（駅南町5-6）	20
5	城南公園（東城南4-17）	70
6	自由ヶ丘公園（東城南3-8）	40
7	城東公園（城東1-19）	60
8	犬塚公園（犬塚1-24）	43
9	あけぼの公園A・B球場（横倉新田465）	150
10	間々田美しが丘公園（美しが丘3-1）	97
11	小山運動公園A・B球場（向野187）	140

## オ 住宅応急修理業務

(ア) 担当：建築班【リーダー】（建設水道部）、建築指導班（都市整備部）

(イ) 受援体制

建築班は、支援者に対して必要な研修を行い、業務内容などを説明し任務に就かせること。また、必要に応じてミーティングを行い業務に支障がないよう努める。

(ウ) 受援業務の内容

災害救助法第4条が適用された場合に、住宅応急修理に関する相談・受付窓口業務及び工事業者の斡旋、制度の周知を行う。平成29年3月に栃木県県土整備部住宅課が作成した「災害救助法・住宅の応急修理実施マニュアル」（市町版）に沿って業務を行うこと。

## カ 罹災証明の発行と建物被害認定調査業務

(ア) 担当：資産税班【リーダー】・納税班・市民税班（総合政策部）

(イ) 受援体制

- a 参加した建物被害認定調査員の名簿を作成する。
- b 建物被害認定調査責任者は、参加した建物被害認定調査員に対して必要な研修を行い、業務内容などを説明し、調査区域を指示して調査に当たる。また、必要に応じてミーティングを行い業務に支障がないよう努める。
- c 必要な建物被害認定調査用資機材は、資産税班が準備する。

(ウ) 受援業務の内容

災害対策基本法第90条の2（罹災証明書の交付）、小山市税減免規則第3条（固定資産税の減免）に基づき、平成25年6月に内閣府（防災担当）が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に沿って住家に判定業務を行うこと。

キ 道路・河川・橋梁等の復旧業務

(ア) 担当：道路班【リーダー】・治水対策班（建設水道部）

区画整理班（都市整備部）

(イ) 受援体制

- a 道路啓開に支障となる建物等の撤去は、道路班が小山建設業協同組合へ連絡し、作業地区及び作業内容などを説明し作業に当たる。
- b 緊急輸送路の確保のための道路啓開及び応急復旧についても、上記と同様とする。
- c 災害復旧に必要となる道路河川等の応急復旧工事の設計、測量業務については、道路班が災害応急業務協力者名簿から選定した業者へ連絡し、被災地区及び業務内容を説明し、作業に当たる。
- e 必要な資機材等は、道路班が準備する。

(ウ) 受援業務の内容

- a 道路啓開に支障となる建物等の撤去を行う。
- b 緊急輸送路を確保するため道路啓開を行う。
- c 災害査定・実施設計をするため、測量・設計業務を行う。
- d 道路、河川を復旧するため、実施設計及び監督業務を行う。

ク 水道施設・下水道施設の被害状況調査業務と応急修繕業務

(ア) 担当：上下水道施設班【リーダー】・上下水道総務班（建設水道部）

(イ) 受援体制

上下水道施設班は、支援者に対して必要な研修を行い、業務内容などを説明し任務に就かせること。また、必要に応じミーティングを行い、業務に支障がないように努める。

(ウ) 受援業務の内容

- a 災害の状況を把握する現地調査（施設点検含む）を行う。
- b 応急復旧資機材・物資等について提供する。
- c 水道施設、下水道施設を復旧するため、実施設計及び監督業務を行う。
- d 水道施設では、応急復旧工事と水質の確保についての業務を行う。
- e 下水道施設では、応急復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置、その他の維持又は修繕に関する工事についての業務を行う。
- f 災害査定用の設計業務を行う。
- g 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会を行う。
- h 上記に掲げる災害支援に付帯する支援業務を行う。

(エ) 対象施設

- a 水道施設・・・取水場、浄水場、管路
- b 下水道施設・・・処理場、ポンプ場、管路

ケ 給水活動業務

(ア) 担当：上下水道総務班【リーダー】（建設水道部）

公園緑地班（都市整備部）

(イ) 受援体制

上下水道総務班は、支援者に対して必要な研修を行い、業務内容などを説明し任務に就かせること。また、必要に応じミーティングを行い、業務に支障がないように努める。

(ウ) 受援業務の内容

- a 応急給水作業についての業務を行う。
- b 上記に掲げる災害支援に付帯する支援業務を行う。

(エ) 給水拠点

- a 被災者への飲料水等の供給は、原則として開設した避難所で行う。
- b 小山東出張所、小山城南出張所、大谷出張所、間々田出張所、桑出張所を応急給水拠点とする。

コ 保険証再交付等の業務

(ア) 担当：国保年金班【リーダー】（市民生活部）

(イ) 受援体制

国保年金班は、支援者に対して必要な研修を行い、業務内容などを説明し任務に就かせること。また、必要に応じミーティングを行い、業務に支障がないように努め、業務終了後に発行件数などの報告を受ける。

(ウ) 受援業務の内容

- a 被災及び避難時において、保険証等を消失及び紛失した被保険者に対し、申請に基づき再交付する。（国民健康保険・後期高齢者医療）
- b 医療機関からの資格確認の対応をする。
- c 高額療養費の支給申請の受付をする。
- d 年金受給に関する相談対応をする。

サ 税に関する業務

(ア) 担当：納税班【リーダー】・資産税班・市民税班（総合政策部）

(イ) 受援体制

納税班は、支援者に対して必要な研修を行い、業務内容などを説明し任務に就かせること。また、必要に応じミーティングを行い、業務に支障がないように努める。

(ウ) 受援業務の内容

a 資産税班

- (a)固定資産税の賦課に関する業務
- (b)都市計画税の賦課に関する業務
- (c)軽自動車税の賦課に関する業務

b 市民税班

- (a)市県民税の賦課に関する業務
- (b)法人市民税の賦課に関する業務
- (c)国民健康保険税の賦課に関する業務
- (d)後期高齢者医療保険料の賦課に関する業務
- (e)介護保険料の賦課に関する業務

c 納税班

徴収等に関する業務

シ 仮設住宅の申込み受付・入居手続き業務

(ア) 担当：建築班【リーダー】（建設水道部）

新都市整備推進班（都市整備部）

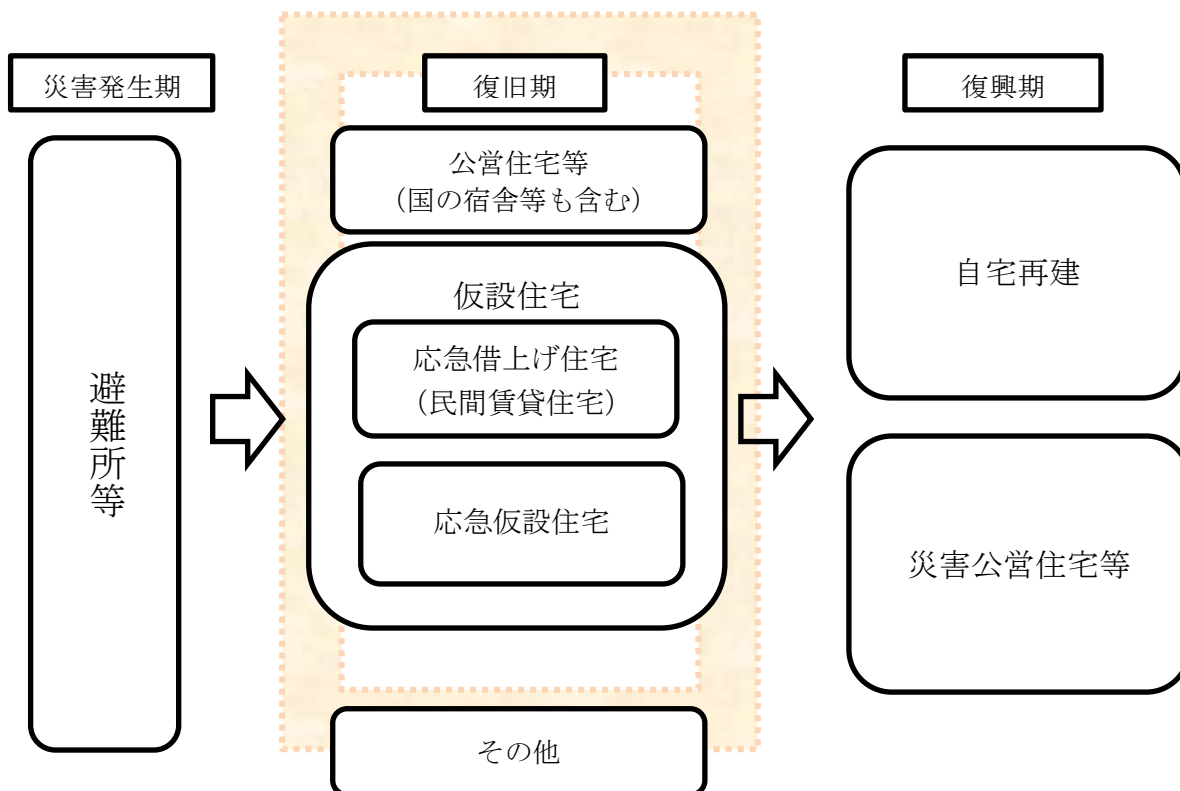
(イ) 受援体制

建築班は、支援者に対して必要な研修を行い、業務内容などを説明し任務に就かせること。また、必要に応じミーティングを行い、業務に支障がないように努める。

(ウ) 受援業務の内容

- a 民間の借り上げ住宅の物件提供もあるため、住宅所有者等の意向を調査する。
- b 住宅提供の意思のある住宅所有者等の情報を管理する。
- c 住宅提供の意思のある住宅所有者等と建物賃貸借契約を締結する。
- d 応急仮設住宅と応急借上げ住宅の必要戸数を把握し配分を調整する。
- e 応急仮設住宅と応急借上げ住宅があることを被災者等へ周知する。
- f 応急仮設住宅と応急借上げ住宅の募集・申込みの窓口業務の案内を行う。

(エ) 応急仮設住宅の概要



ス 市民（外国人市民含む）等被災者への情報提供・相談支援業務

(ア) 担当：市民生活安心班【リーダー】

国際政策班・市民班（市民生活部）

シティプロモーション班（総合政策部）

(イ) 受援体制

- a 支援者の対応可能言語等を確認し名簿を作成する。
- b 必要なパソコン等は市民生活安心班が準備する。

(ウ) 受援業務の内容

- a 情報の収集・整理に関すること。  
避難者名簿の取りまとめ業務
- b 情報の発信に関すること
  - (a)行政テレビでの放映
  - (b)多文化共生に関わる情報の発信
  - (c)メール、電話等による問い合わせへの対応



- (d)上記のことに附帯する業務
- c 情報発信内容の翻訳に関すること。
  - (a)市が報道提供する内容
  - (b)避難所で必要な情報
  - (c)その他必要と認める情報
- e 避難所の相談窓口に関すること。
  - (a)相談窓口の設置
  - (b)外国人専用窓口での相談業務
  - (c)諸手続きの際の通訳派遣
- f 弁護士等相談の実施に関すること。

## セ 保健衛生・医療救護活動業務

- (ア) 担当：健康増進班【リーダー】（保健福祉部）、環境班（市民生活部）  
農政班（産業観光部）

### (イ) 受援体制

健康増進班は、支援者に対して必要な研修を行い、業務内容などを説明し任務に就かせること。また、必要に応じミーティングを行い、業務に支障がないように努める。

### (ウ) 受援業務の内容

避難した市民等の健康管理のため、以下の活動を実施すること。

- a 保健師等を避難所へ派遣し、健康調査及び健康状況の把握、健康相談、健康教育、環境整備、衛生管理及び感染症予防等の健康支援を行い、必要に応じて小山地区医師会に健康診断を要請する。
- b 小山地区医師会に要請し、相談やカウンセリング等の医療の提供、精神疾患の早期発見や、心の健康管理の啓発活動業務を行う。
- c 小山地区医師会との連絡調整や救護所の設置運営など医療救護活動を行う。
- d 小山歯科医師会に要請し、応急措置、口腔疾患や誤嚥性肺炎の予防に対する口腔衛生指導を行う。
- e 栄養士等を派遣し、栄養相談の実施、避難所等における食料・物資班への

適切な栄養指導を行う。

- f 防疫処理の必要な区域の確認や、防疫資器材の収集等、防疫処理計画を策定し実施する。
- g 避難所等の人数の確認やバキューム車を所有する業者への要請等、し尿処理計画を策定し実施する。
- h 避難所等のごみの集積場所・処理方法の検討や業者への要請等、ごみ・獣畜処理計画を策定し実施する。

## ソ 災害がれき処理業務

(ア) 担当：環境班【リーダー】（市民生活部）

治水対策班、道路班（建設水道部）

広域保健衛生組合班（広域保健衛生組合）

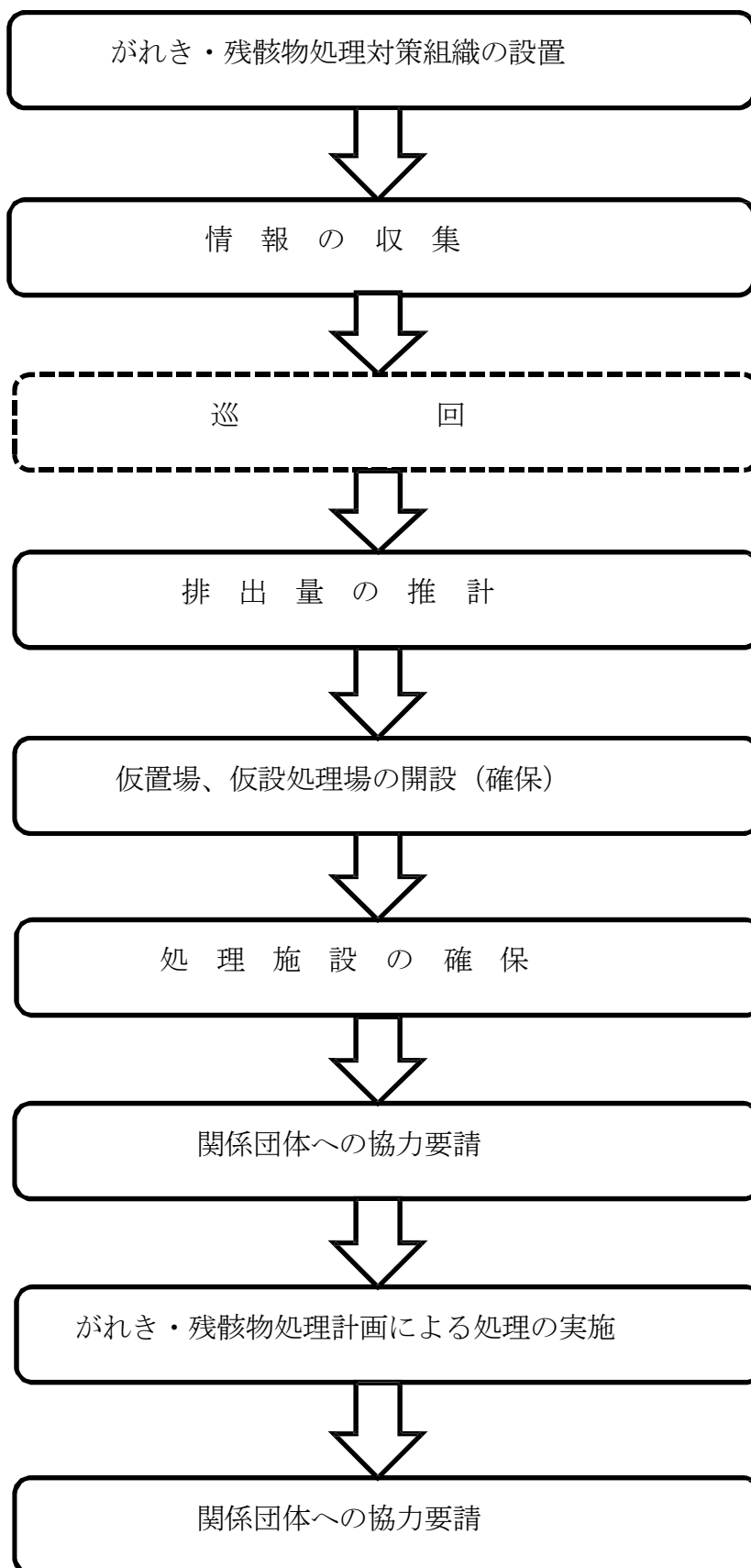
(イ) 受援体制

環境班は、支援者に対して必要な研修を行い、業務内容などを説明し任務に就かせること。また、必要に応じミーティングを行い、業務に支障がないように努める。

(ウ) 受援業務の内容

- a 全体の統括及びがれき処理が完了するまでの全般的な実施事項の記録をし、国庫補助申請、経理等の事務手続き全般の処理を行う。
- b 市内各地の被害や撤去・処理の進捗状況を把握し、情報や関係部署、業者、団体等の状況等を整理し、処理業者や協定先、関係自治体との連絡調整、市民への広報を行う。
- c 集積場所での収集、市による収集、仮置場への収集運搬車両の配備、資機材の準備、必要に応じてがれきの収集を行う。
- d 候補地選定及び開設、受入れ調整、がれきの状態や場内の環境管理・モニタリングを行う。
- e 有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物の対策（保管から管理まで）を行う。

(エ) 処理フロー図



## タ 避難所の連絡調整業務

(ア) 担当：教育総務班【リーダー】（教育委員会）

危機管理班（消防本部）

(イ) 受援体制

教育総務班は、支援者に対して必要な研修を行い、業務内容などを説明し任務に就かせること。また、必要に応じミーティングを行い、業務に支障がないように努める。

(ウ) 受援業務の内容

- a 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- b 避難所の開設に関すること。
- c 避難者の受付に関すること。
- d 避難所運営の支援活動に関すること。
- e 各避難所との連絡調整に関すること。
- f 災害状況の提供に関すること。
- g 申込みのあった災害ボランティアと避難所との調整に関すること。

## チ 災害ボランティア運營業務（派遣要請・受け入れ・配置）

(ア) 担当：社会福祉協議会班【リーダー】（社会福祉協議会）

市民生活安心班（市民生活部）

(イ) 受援体制

- a 社会福祉協議会班は、災害対策本部との協議のもと、災害ボランティアによる支援が必要と判断する場合は、小山市神鳥谷庁舎に災害ボランティアセンターを設置する。なお、市は、被災状況から代替設置場所等を確保する必要がある場合には、立地・施設面を考慮し、適切な設置場所を確保するために必要な支援を行う。
- b 災害ボランティアセンターは、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき運営する。また、運営スタッフは、社会福祉協議会の「災害時の協力に係る協定」に基づき、知識・経験のあるスタッフの確保に努めるとともに、ボランティアの活動業務に応じ指示、連絡・調整等が必要な場合は、市担当職員の対応を依頼する。
- c 資機材については、市に備蓄されている資機材と、災害ボランティア

センターに備蓄されている資機材を活用する。なお、不足する資機材については、災害ボランティアセンターにおいて購入するほか、災害対策本部に依頼し調達する。

- d 運営スタッフの食料は、原則各自で確保するものとするが、活動体制によっては、配給を検討する。

(ウ) 受援業務の内容

- a ボランティアニーズの情報把握
- b 県内外から応援に来るボランティアの相談、受付、派遣
- c ボランティア活動保険の加入手続き
- d ボランティア活動中の指示、対応
- e 資機材の調達
- f 栃木県社会福祉協議会や関係機関・団体との連絡調整等

(6) 宿泊先の確保

小山市では、他自治体からの応援職員について、行政総務班が窓口となって受け入れるとともに、必要に応じ、宿泊先や食料等を確保する。

宿泊先については、復旧等にあたる他自治体等からの職員等が短、中、長期に滞在する場合は、各施設から選定することとする。

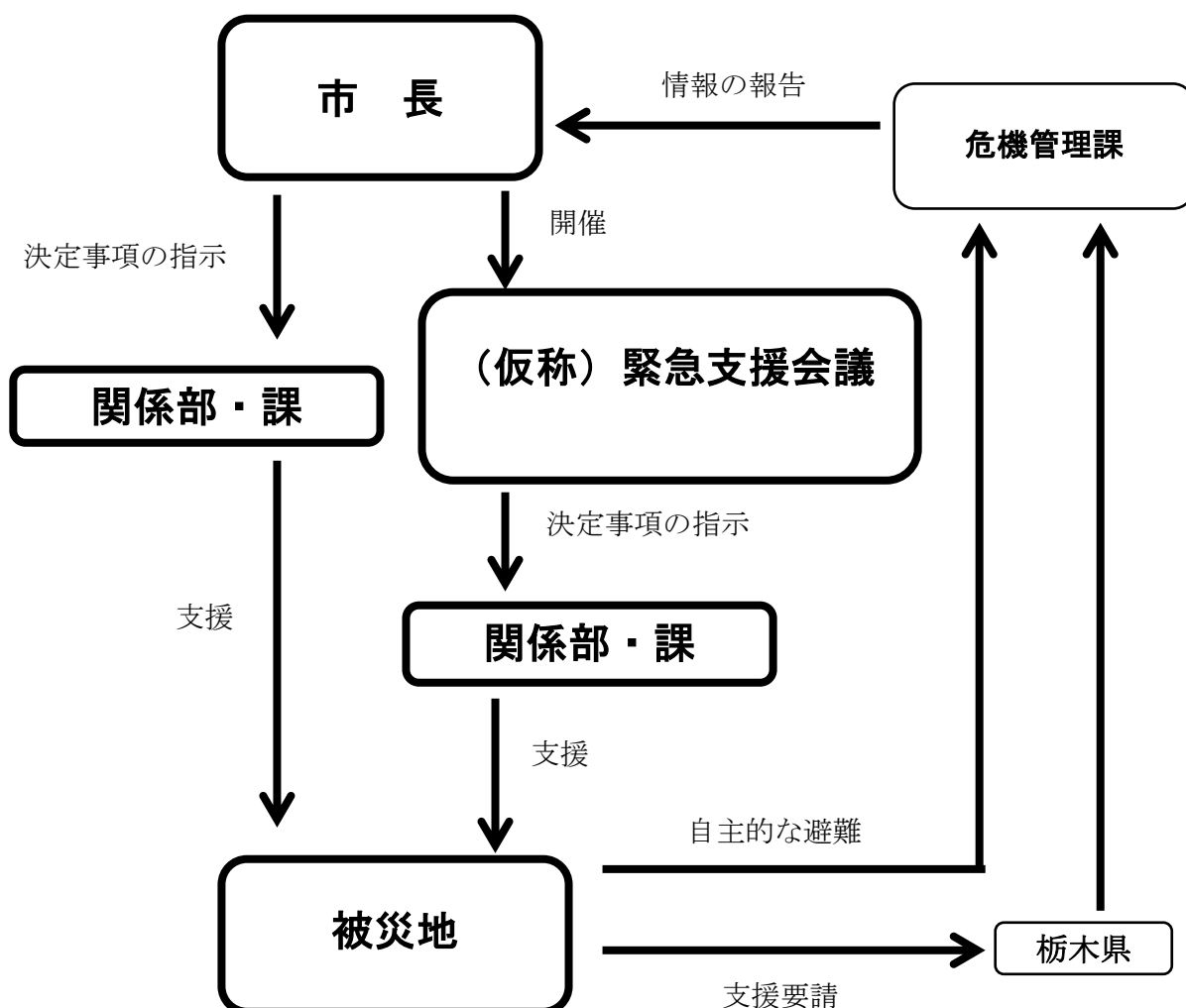
### 3 応援計画

#### (1) 応援を対象とする事象

他の自治体において大規模な災害が発生し、被災地への支援について、市長を中心とした（仮称）緊急支援会議において応援・派遣することが必要と認められたもの。

#### (2) 応援の流れ

水害・地震等大規模災害発生時に小山市が被害を受けていない又は応急対策（復興の見通し）が完了した場合、被災した市町村へ効率的・効果的な支援を全庁的な対応で実施する。



## 実施項目一覧表

	実施項目	担当部署
1	情報収集	危機管理課
2	職員の応援・派遣 [職員の調整]	全課 [危機管理課] [職員課]
3	義援物資（備蓄物資）の確保・搬送	危機管理課
4	義援金と義援物資（企業等）の募集・受付	義援金：危機管理課 義援物資：福祉課
5	被災者への支援 ・住宅提供（料金免除） ・生活支援（各サービス提供）	建築課 保健福祉部各課
6	災害応援活動の準備	全課

### （３）情報収集

他の自治体において大規模な災害が発生した場合、危機管理課の職員は、被災した自治体の情報収集に努め、随時市長への報告を行う。

なお、全庁的に被災自治体への応援や被災自治体からの避難者の受け入れをする場合は、危機管理課が各課と連絡調整を行い対応する。

#### ア 被災自治体の現況把握

- （ア）被災自治体の状況、応援要請内容等の把握を行う。
- （イ）栃木県、防災関係機関等との連絡調整を行う。
- （ウ）被災自治体との情報受伝達を行う。

### （４）職員の応援・派遣

市長は、被災した自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、初動期・応急期における職員の応援や、復旧（中期以降）・復興期における職員の派遣をすることができる。

派遣は、応援とは異なり、派遣を受ける自治体の併任の身分となり、長期にわたることもあり得る。

#### (5) 義援物資（備蓄物資）の確保・搬送

被災地において、食料・飲料水、生活物資、災害用資機材等が不足し、現地での調達が困難な場合、被災自治体の要請に基づき、必要な物資を確保し、被災地に搬送する。

#### (6) 義援金と義援物資（企業等）の募集・受付

被災地において被災者の生活再建に役立てるため、小山市において災害義援金及び義援物資の受付を行う。

義援物資については、被災自治体の要請を受けた場合に必要な物資を確認し募集を行う。原則として、企業等からの義援物資を募集し、個人からの物資は受け入れず、義援金での支援に理解を求めるよう努める。

#### (7) 被災者への支援

被災された方を対象に住宅提供や生活支援として、実施項目に掲げる対応をする。

#### (8) 応援の実施と強化

締結している防災協定に基づき、原則として被災した自治体の応援要請又は要請に基づかない自主的な応援活動を実施することができる。

また、各種団体・企業等と締結している協定を運用し、締結団体等と協議のうえ、本市が実施する災害応援活動の強化を図る。

### 4 その他

本計画のほか、各業務において国、県の受援や応援計画がある場合は、その計画に沿って対応し、団体名、内容等については（仮称）緊急支援会議をとおして、市長に報告すること。



No. \_\_\_\_\_

## 受援シート（要請先：災害対策本部）

年 月 日 時作成

担当部名		電話番号 (内線)	
担当班（課）名		FAX 番号	
受援担当者名		E-mail	

業 務 名		
活 動 内 容		
職 種	行政職員	
	民 間	
必要な資格・経験等		
人 数		
期 間		
参 集 場 所		
必要物資の種類・数量		
備 考		

※ 可能な限り具体的な内容を明記する。

※ 可能な限り参集場所のわかる地図等を添付する。

## 物資集積所一覧表

物資調達等業務				
	集積所等の名称	執務室	配送避難所	配送ルート
		休憩室		
1	栃木県立県南体育館	メインアリーナ	第一小・第二小・第三小・若木小・小山中・小山第二中 小山高校・小山市立文化センター	原則、災害対策本部からの指示を受け下記の道路を使用する。 ①第1次緊急輸送道路 ・国道4号 ・国道4号バイパス ・国道50号 ②第2次緊急輸送道路 ・一般県道（小山結城線） ③第3次緊急輸送道路 ・主要地方道（小山壬生線、小山環状線、宇都宮結城線、岩舟小山線、明野間々田線） ・一般県道（福良羽川線、小山結城線）
		会議室	栃木県立温水プール館	
2	道の駅思川	大研修室	美田中・豊田中・穂積小・中小・豊田南小・豊田北小	
		研修室5（和室）	小山西高校、白鷗大学本キャンパス	
3	桑市民交流センター	多目的室3、会議室1	桑中・羽川小・羽川西小・萱橋小・絹義務教育学校	
		和室1	小山北桜高校	
4	小山東出張所	1階会議室	小山第三中・小山城東小・小山城北小・大谷北小	
		和室4	勤労青少年ホーム・白鷗大学東キャンパス・小山工業高等専門学校	
5	小山城南市民交流センター	多目的ホール	城南中・城南小・旭小	
		和室	小山城南高校	
6	間々田市民交流センター	多目的ホール	間々田中・乙女中・間々田小・乙女小・小山南高校・網戸小	
		和室	下生井小・寒川小	
7	大谷出張所	第1研修室	大谷中・大谷東小・大谷南小・間々田東小	
		第2研修室	関東職業能力開発大学校	

※これ以外にも集積所を設置する可能性がある。

## 防災協定締結先一覧表

(自治体)

平成29年4月現在

番号	協 定 名	締 結 先	電 話 番 号
1	災害時における市町村相互応援に関する協定	県内市町村	消防防災事務担当者一覧参照
2	災害時における相互応援に関する要綱	北関東・新潟地域連携軸推進協議会	防災事務担当者一覧参照
3	災害時における小山市と葛飾区との相互応援に関する協定	東京都葛飾区	地域防災課 03-5654-8223
4	災害時における相互応援に関する協定	茨城県結城市	0296-32-1111 防災交通課（内線170）
5	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	企画部防災課計画係 048-600-1333
6	小山市と大崎市との災害時相互応援協定	宮城県大崎市	防災安全課 0229-23-5144
7	災害時相互応援協定	福井県あわら市 兵庫県西宮市 静岡県富士宮市 富山県南砺市	安全対策室 0776-73-8040 災害対策課 0798-35-3626 危機監理係 0544-22-1319 防災危機管理係 0763-23-2028
8	小山市と富岡市との災害時における相互応援に関する協定	群馬県富岡市	危機管理課 0274-62-1511
9	大規模災害時における相互応援に関する協定	東京都世田谷区	災害対策課 03-5432-2262
10	災害時における相互応援に関する協定	兵庫県豊岡市	総務部防災課 0796-21-9013
11	災害時相互応援に関する協定	茨城県日立市 埼玉県新座市 愛知県豊川市 愛知県西尾市	生活安心課 0294-22-3111 危機管理室 048-477-2502 防災対策課 0533-89-2194 危機管理課 0563-65-2137
12	災害時の相互協力に関する協定	農林水産省 関東農政局 栃木南部農業水利事業所	事務所 0285-39-6160
13	原子力災害時における笠間市民の県外広域避難に関する協定	栃木県真岡市、下野市、上三川町、壬生町 茨城県笠間市	笠間市総務課 0296-77-1101
14	災害時における相互応援に関する協定	茨城県笠間市	総務課 0296-77-1101

(民間)

番号	締 結 先	電 話 番 号	種 別								
			食料・飲料等	医療救護	資機材	人員提供	応急対策活動	情報収集・伝達	避難場所等提供	その他	
1	栃木県トラック協会小山支部	支部長（平日）25-7735 携帯電話（夜間・休日）									緊急輸送
2	小山郵便局	総務部 22 - 0511（平日） 郵便部（24H365日対応）22-0409			○				○		郵便 情報提供
3	小山地区医師会	38-6781（平日） 事務局長（夜間・休日）		○							
4	イオン株式会社 ジャスコ小山店	30-3000（平日） 防災センター（夜間・休日）30-3015	○		○	○				○	災害情報 提供
5	小山建設業協同組合	25-1121（平日） 局長（夜間・休日）			○	○	○				巡回
6	小山市管工事業協同組合	23-4093（平日） （夜間・休日）			○	○	○				
7	小山市電気設備業協会	(株)荒川電気設備工業 0285-22-2843			○	○	○				
8	小山市造園建設業協会	45-1934（平日） （夜間・休日）			○	○	○				
9	とちぎユープ生活協同組合  とちぎよつ葉生活協同組合	028-634-5117（平日） （夜間・休日） 45-9100（平日） （夜間・休日）	○								
10	株式会社レンタルのニッケン 小山営業所	21-1410（平日） 所長（夜間・休日）			○						

番号	締 結 先	電 話 番 号	種 別							
			食料・飲料等	医療救護	資機材	人員提供	応急対策活動	情報収集・伝達	避難場所等提供	その他
11	社団法人全国霊 柩自動車協会	(株)タケダ商事（栃木 協会長）0285-68- 0994 (24H365 日対応)			○					遺体搬送
12	利根コカ・コー ラボトリング株 式会社	コールセンター 0800-919-0509 (24H365 日対応)	○							
13	サントリーフーズ株式会社  関東フーズサー ビス株式会社	ジャパンビバレッジ 27-1715（平日） コールセンター（夜 間・休日）0120-342- 785 関東フーズサー ビス株式会社本社 30- 4138（平日） サントリーフーズ(株) 関東甲信越支社 048-658-1080（夜 間・休日）	○							
14	小山市消防一水 会	消防総務課 39-6653					○	○		
15	小山市消友会	消防総務課 39-6653					○	○		
16	栃木県警親会小 山支部	25-7150		○			○	○		要配慮者 介護補助
17	公益社団法人隊 友会 栃木県隊 友会小山支部	22-1034					○	○		
18	株式会社伊藤園	小山支店 42-8411 （平日） 支店長（夜間・休 日） 副支店長（夜間・休 日）	○							
19	栃木市、下野	消防防災事務担当者			○	○				

番号	締 結 先	電 話 番 号	種 別							
			食料・飲料等	医療救護	資機材	人員提供	応急対策活動	情報収集・伝達	避難場所等提供	その他
	市、壬生町、野木町、岩舟町、栃木県建設業協会下都賀支部、警察署、消防（合計13機関）	一覽参照 小山警察署 0285-31-0110 栃木警察署 0282-25-0110 下野警察署 0285-52-0110 栃木県建設業協会下都賀支部 0282-24-5420								
20	両毛ヤクルト販売株式会社	両毛ヤクルト販売株式会社栃木支店 37-1151（平日） （夜間・休日）	○							
21	株式会社東光高岳	警備室 22-2111 （24H365 日対応）	○				○		○	ヘリポート、仮設住宅建設用地提供
22	ジャパンソルト株式会社	32-1660（平日） 常務取締役（夜間・休日）	○							
23	栃木県電気工事業工業組合	028-622-1931（平日） 理事長（夜間・休日）					○			
24	栃木県電気工事業工業組合小山支部	30-4307（平日） 小山支部長（夜間・休日）					○			
25	株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送	① 028-623-0051 ② 028-622-1111 ① ②（平日） 報道制作局長（夜間・休日）								放送
26	学校法人白鷗大学	22-1111（平日） 事務局次長（夜間・				○			○	

番号	締 結 先	電 話 番 号	種 別							
			食料・飲料等	医療救護	資機材	人員提供	応急対策活動	情報収集・伝達	避難場所等提供	その他
		休日)								
27	テレビ小山放送株式会社	23-2220 (平日) (夜間・休日)								放送
28	レンゴー株式会社 小山工場	49-2212 (平日) 警備員 (夜間・休日)			○					
29	一般社団法人小山 歯科医師会	39-7290		○						
30	NPO法人コメリ 災害対策センター	025-371-4185 (平日) 事務局 (夜間・休日)	○		○					
31	東京電力タウン プランニング株式会社 栃木総支社	028-305-5300 (平日) 業務課 (夜間・休日)								避難所案内 看板設置
32	北関東総合警備 保障株式会社	028-639-0303 (24H365日対応)			○	○	○	○		
33	株式会社都市設計	23-2207 (平日) (夜間・休日)						○		
34	株式会社カインズ	37-7777 (平日) マネージャー (夜間・休日)	○		○					
35	株式会社ベisia	027-210-0110 (平日) (夜間・休日)	○		○					
36	富士通株式会社 小山工場	23-8200 (24H365日 対応)			○		○			
37	昭和電工株式会社 小山事業所	30-1231 (24H365日 対応)			○	○	○			
38	東京鋼鐵株式会社	22-1335 (平日) 守衛所 (夜間・休日)	○		○	○	○			風呂提供

番号	締 結 先	電 話 番 号	種 別							
			食料・飲料等	医療救護	資機材	人員提供	応急対策活動	情報収集・伝達	避難場所等提供	その他
39	株式会社小松製作所小山工場	28-8385 (24H365日対応)	○		○	○	○			風呂提供
40	株式会社巴コーポレーション小山工場	27-2661 (平日) 災害時・夜間	○		○	○	○			
41	東京鉄鋼株式会社本社工場	27-4411	○		○	○	○			風呂提供
42	文化シャッター株式会社小山工場	38-3175	○		○	○	○			避難所用間仕切り提供
43	株式会社UACJ押出加工小山	守衛所 23-2111 (平日・夜間・休日)	○		○	○	○			風呂提供
44	小平産業株式会社	23-5111 (平日) (夜間・休日)			○	○	○			
45	古河産機システムズ株式会社小山工場	23-8650 (24H365日対応)			○	○	○			
46	KDDI株式会社北関東総支社	048-677-0086								・避難所通信機器及びWi-Fi基地局設置 ・衛星携帯電話、通信機器貸出し
47	株式会社小山ブランド思川	38-0201								施設使用
48	小山市美田東部土地改良区	37-0701					○	○		
49	思川西部土地改良区	38-1065					○	○		
50	間々田乙女土地改良区	45-2709					○	○		



番号	締 結 先	電 話 番 号	種 別							
			食料・飲料等	医療救護	資機材	人員提供	応急対策活動	情報収集・伝達	避難場所等提供	その他
51	栃木県弁護士会	028-689-9000								無料法律相談
52	栃木県南部生コンクリート協同組合	37-1213	○ ※生活用水・消防用水		○	○				
53	佐川急便株式会社北関東支店	0282-62-1111			○	○				・物資の配送 ・物資集積・搬送拠点等の運営 ・被災者の物資ニーズの収集
54	三信電工株式会社	028-627-5777								避難所案内看板設置
55	ヤフー株式会社	03-6898-5312 (日中のみ)						○		・ホームページキャッシュサイトの掲載 ・ヤフーサービス上への市の各種防災情報の掲載
56	小山用水土地改良区	37-8128					○	○		
57	絹土地改良区	49-0059					○	○		

番号	締 結 先	電 話 番 号	種 別							
			食料・飲料等	医療救護	資機材	人員提供	応急対策活動	情報収集・伝達	避難場所等提供	その他
58	小山農業協同組合	22-0010								
59	三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社									
60	小山市美田北部土地改良区	38-6111					○	○		
61	小山市美田中部土地改良区	37-1575					○	○		
62	小山自動車処理組合	30-2250					○			
63	株式会社 坪野谷紙業	22-2300	○ ※紙製品							
64	株式会社 ゼンリン（総合販売本部 関東エリアグループ）	028-635-7833			○ ※地図					・地図の複製利用許諾（災害時） ・WEBサービスの利用許可
65	西原・ヴェリア・ジエネット・日本環境クリアー特定業務委託共同企業体	37-9633					○			
66	荒井商事株式会社	38-3330					○		○	備蓄品の保管
67	飯塚土地改良区	23-2075					○	○		
68	大美間土地改良区	0282-22-4742					○	○		

番号	締 結 先	電 話 番 号	種 別							
			食料・飲料等	医療救護	資機材	人員提供	応急対策活動	情報収集・伝達	避難場所等提供	その他
69	東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社	35-3214					○			
70	株式会社ザイマックスアルファ	25-5878					○		○	
71	足利小山信用金庫、ファイナンシャル・ソリューションズ株式会社、損害保険ジャパン株式会社							○		○
72	第一生命保険株式会社							○		
73	小山市大谷東部土地改良区	27-0821					○	○		
74	小山市犬塚中久喜土地改良区	27-6721					○	○		
75	大塚製薬株式会社	0120-303-088	○							

